

マイナンバーカードの申請・受取はお早めに

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

《カードの申請がお済でない方へ》

カードの申請がお済でない方は村役場にて、写真撮影を含む申請サポートを行っております。申請にかかる時間は5分程度です。申請したカードは役場窓口でお受取になるか、郵送でご自宅にお届けするかお選びいただけます。

◆カード申請にご持参いただくもの

- ① 本人確認書類（運転免許証、保険証、各種受給者証等）
- ② 通知カード
- ③ QRコード付申請書（お持ちの方）

《カードの受取がお済みでない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済の方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。

カードの受取にはご予約が必要です。事前にお電話にてご予約ください。平日のマイナンバーカードお受取可能時間は9：00～17：30です。

◆カード受取時にご持参いただくもの

- ① 本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証、各種受給者証等）
- ② 交付通知書（はがき）
- ③ 通知カード

《今月の休日開庁日》

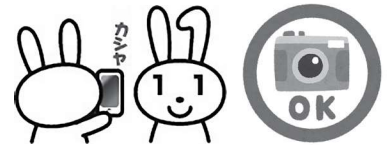
平日の来庁が困難な方は、**2月11日（土）** マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開庁時間は9：00～16：00（最終受付 15：30）です。来庁の際は事前にご予約が必要です。

《集会所へ出張申請を行います》

下記日程にてマイナンバーカードの出張申請を受け付けます。カードの申請がお済でない方は、この機会に申請をお願いします。※写真撮影を含む申請サポートのみを行います。

◆開催日時

- | | | | |
|-----|----------|---------|-------------|
| 第1回 | 2月17日（金） | 防災センター | 13：30～15：00 |
| 第2回 | 2月21日（火） | 関和久宿集会所 | 13：30～15：00 |



◆お持ちいただくもの

本人確認書類（運転免許証、保険証、各種受給者証等）※本人確認書類は必ずお持ちください。

《マイナポイントは2月末までにカードの申請をされた方が対象です》

マイナポイントはマイナンバーカードをお持ちの方が好きなキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントです。最大で**20,000円相当のポイント**が受け取ることができます。住民生活課では、マイナポイント申込のサポートもしております。サポートをご希望の方は予約が必要です。サポートのご予約・お問い合わせは住民生活課までお電話ください。

◆ご持参いただくもの

- ① マイナンバーカード
- ② 暗証番号（数字4桁）
- ③ 各種キャッシュレス決済サービス（例：nanaco、CoGCa、PayPay、クレジットカード等）
- ④ ご本人様名義のキャッシュカード又は通帳（公金受取口座未登録の方）



《マイナンバーカード個別出張申請を行っています》

村内にお住まいの方で役場への来庁が困難な方、または地域団体等でご希望があれば、村職員がご自宅等に向向いてマイナンバーカードの申請を受け付けており、実施日時は希望日時に応じて、原則平日の9：30～16：00の間で実施します。詳細はお問い合わせください。
※カードは後日ご自宅に郵送いたします。
※地域団体等の方は5名様以上から対応します。

《マイナンバーカード交付率について》

国では、令和4年度末までにすべての国民が保有することを目標として、普及に努めています。泉崎村は全国の交付率と比べて普及が進んでいない状況です。

マイナンバーカード交付率

全国	57.1%
福島県	53.7%
泉崎村	51.4%

（令和4年12月末現在）

令和4年分確定申告相談会のお知らせ

☎ 税務課 ☎ 53・2113

◆期 間 2月9日(木)～3月15日(水) ※土曜・日曜・祝日を除く。

◆受付時間 8:30～11:30

13:00～15:30

◆会 場 泉崎村役場 村民ホール

◆必要な書類等

- ・番号確認書類(マイナンバーカード・通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)
- ・税務署からハガキ等が送付されている場合はその書類
- ・所得税の還付がある方は通帳
- ・給与や報酬、年金収入がある方は、源泉徴収票の原本
- ・給与や年金以外に収入がある方は、関係帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て
- ・控除がある方は、該当する控除の領収書原本や証明書類の全て
- ・医療費控除を受ける方は、人ごと・医療機関ごとに金額を整理した上でお越しく下さい。

オンラインでの転出届の提出が可能になります

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり泉崎村役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁ホームページ

ごみ処理施設の利用等は事前予約が必要となります

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

令和5年4月1日から、西白河地方クリーンセンター及びリサイクルプラザの混雑を回避するため、【ごみの自己搬入】については事前予約が必要となります。また、市町村担当課の窓口で行っておりました【粗大ごみ戸別収集の受付】についてもインターネットまたは電話に変更となります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

◆予約受付開始日：令和5年3月15日(水) 午前9時から

◆インターネット：<https://www.shirakawa.jp/>

◆電 話 番 号：0248-21-6234

お 問 い 合 わ せ：白河地方広域市町村圏整備組合事務局衛生課 ☎ 0248-28-3558

工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
建築工事などその他

☆気軽に御相談ください。

株式会社 福南建設

☎ 969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

泉崎村教育委員会委員の任命

☎教育委員会 ☎54・1533

令和4年12月議会定例会における教育委員の任命についての同意に基づき、12月23日（金） 箭内村長より山田睦子氏に就任辞令が交付されました。

山田氏は平成18年12月から今回で5期目の就任となり、長年にわたり地域教育の充実と進展に御尽力をいただいております。

なお、任期は令和4年12月22日から4年間です。



～教育委員会のしくみ～

教育委員会は村長が議会の同意を得て任命する教育長及び4人の委員で組織されている執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等幅広い施策を展開しています。

月1回の定例会の他、必要とされる臨時会を開催しており、併せて各学校への訪問を実施しています。

泉崎村育英奨学資金の奨学生募集

☎教育委員会 ☎54・1533

令和5年度の泉崎村育英奨学資金の奨学生を次のとおり募集いたします。

【募集期間】 令和5年3月1日（水）
～3月10日（金） 午後5時まで

【応募資格】

- (1)高等学校・高等専門学校、短期大学、大学及びこれらの教育機関と同等とみなされるその他の教育機関に在学し、品行が正しく学術にすぐれ、身体が強健であること。
- (2)奨学生及びその父母が泉崎村に引き続き1年以上居住していること。
- (3)経済的理由により就学が困難と認められること。
- (4)国県又は、他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。
- (5)泉崎村育英基金募集要項及び選考要領等による。

【貸与条件】

- (1)貸与利息：無利息
- (2)貸与期間：奨学生の在学する学校等の正規の修学期間
- (3)償還方法：貸与期間の終了から7日以内に「借用書」を提出するとともに、その6ヶ月後から10年以内^{*2}において年賦、半年賦、月賦により返還すること。

【経済力基準】

経済的理由により就学困難と認められるかどうかの判断は、本人の属する世帯人員別収入基準額を設定し、本人の属する世帯の1年間の総所得金額と、これに対する世帯構成を考慮した認定総所得金額を算出し、この額が収入基準を上回っていないことを原則とします。詳しくは、泉崎村教育委員会（教育課）までお問い合わせください。

【奨学資金の種類・貸与月額】

種類	貸与月額	備考(貸付例)	※貸付総額
高等学校	20,000円	3年	20,000円×36ヶ月＝720,000円
高等専門学校	20,000円	4年	20,000円×48ヶ月＝960,000円
短期大学	40,000円 ^{*1}	2年	40,000円×24ヶ月＝960,000円
大学	40,000円	4年	40,000円×48ヶ月＝1,920,000円
		6年	40,000円×72ヶ月＝2,880,000円

※1 専門学校は短期大学（月額40,000円）と同種の区分とします。※2 制度改正により変更となる場合があります。

塗装(ペンキ)工事なら

見積り無料

【工事内容】

塗装工事一般・各種吹付住宅内外・店舗・高層ビル・工場設備塗装・店舗什器・家具塗装

塗装の事なら何でもご相談下さい

*職人(経験者)見習い募集中

県知事許可(般-2)第27330号

塗装工事一般・各種吹付・家具塗装

MBK・エム美装工芸社

(労大臣認)一級建築塗装技能士(95-1-060-07-11)

☎969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地

☎0248(53)4066 FAX(21)6678

冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

～冬期水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いいたします。

《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) ウ ナ ガ ミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	54-1101
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53-3268
草 野 設 備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)鈴木設備工業	泉崎字前畑17	53-2301
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進捗が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》 ※私道の除雪は行いません。

- ・村道：村役場建設水道課
☎0248-53-2114
- ・県道：福島県南建設事務所
☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)
- ・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所
☎024-932-4486



お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1

TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 **齋藤電工**
会社

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1

TEL 53-2914 FAX 53-4566

成年後見制度とは？


《自分一人ではよくわからない そんな時でも安心して暮らしていくために》

「広報いずみざき1月号」では、成年後見制度を使ったいくつかのケースについてご紹介しました。制度利用にあたっては、今必要な方にもこれから必要になる方にもそれぞれにあった制度があります。

○任意後見制度…この先、あれこれ決められなくなる前に、自分らしい生き方を自ら決める制度です。

○法定後見制度…障がいや加齢により一人で決めることが心配な人に、その人らしい生き方と安心を支える制度です。

※今回は、「任意後見制度」の概要についてお知らせします。



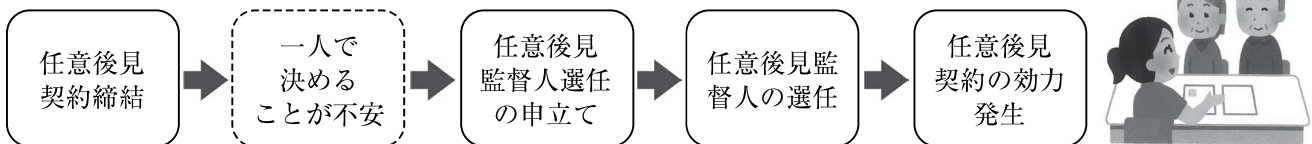
◆任意後見制度とは？

一人で決められるうちに、認知症などにより判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人が一人で決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。この手続きを申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者となります。

◆任意後見利用開始（発行）までの手続きの流れ



家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障がい（認知症、精神障がい等）によって、介護サービスの手続きや契約、入退院の手続きなど、ご本人が一人で決めることに不安のあるときは任意後見監督人を選任することができます。任意後見監督員の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができます。

なお、ご本人以外の方の請求により任意後見監督人選任の審判をするには、ご本人の同意を得る必要があります。

◆任意後見制度監督人選任の申立てについて

申立人	ご本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
申立先	ご本人住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	申立手数料800円、登記手数料1,400円のほか切手代等 ※ご本人の精神状態について鑑定が必要となった場合はその費用。 ※任意後見契約公正証書作成費用(15,000円程度)が別に必要となります。 ◇費用は確定の金額ではありませんのでご注意ください。
申立てに必要な書類	申立書、添付書類（戸籍謄本、任意後見契約公正証書（写）、成年後見等に関する登記事項証明書、診断書（所定の様式）、財産に関する資料等）

◆成年後見人等の報酬について

任意後見制度の場合、任意後見人に対しては、任意後見契約に基づいて報酬が支払われます。任意後見監督人へは、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の決定した報酬をご本人の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

＜参照：厚生労働省ホームページ「成年後見はわかり」＞

令和4年4月に『泉崎村成年後見支援センター』が保健福祉総合センター内に開設されました。

「成年後見制度」に関するご相談は、『泉崎村成年後見支援センター』までお寄せください。

◆電話番号：0248-54-1600（兼）泉崎村地域包括支援センター）

◆時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く）

村内65歳以上の方を対象に「成年後見制度意識調査」のアンケートを実施した集計結果について、今月の広報誌と一緒に回覧いたしましたので、是非ご覧ください。